

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類

(吸収合併に係る事前開示事項)

2024 年 2 月 5 日

東京瓦斯株式会社

2024年2月5日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役社長 笹山晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年1月22日付で当社の完全子会社である東京ガスリブソリューションズ株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 合併の対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

#### 3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 消滅会社について次に掲げる事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

消滅会社について、本件合併に先立ち、2024年3月31日付で、当社が消滅会社に対して有する債権を放棄することにより債務超過を解消する予定です。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年1月23日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2023年5月8日～2024年3月31日（約定ベース）
- ② 買付株式数 53百万株
- ③ 買付総額 113,000百万円
- ④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年1月31日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施を予定しております。

- ① 消却する株式の種類 当社普通株式
- ② 消却する株式数 34,422,900株
- ③ 消却実施日 2024年2月19日

(3) 株式取得及び子会社の異動

当社は、2023年12月28日付で、当社の100%出資子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLC（以下「TGNR社」といいます。）グループがQuantum Energy Partnersの投資先であり、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行なう会社Rockcliff Energy II LLC（以下「RC社」といいます。）の全株式を取得し子会社化しました。

①株式取得の理由

当社は、2020年に子会社化したTGNR社を通じてガス開発・生産事業を継続してまいりました。今後、米国内でLNG輸出基地の新設が進むなど、天然ガス需要の増加が見込まれている中、東京ガスグループは、中期経営計画「CompassTransformation23-25」において、北米でのシェールガス事業の拡大を掲げており、TGNR社が鉱区を保有するテキサス・ルイジアナエ

リアにおいて新たな優良資産の取得を模索していました。今回の RC 社株式取得により、安定した収益基盤の構築を見込んでいます。

②株式取得の相手先の名称

Rockcliff Intermediate Holdings LLC

③取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権所有割合 : 0.0%)
(2) 取得株式数	全株式
(3) 取得価額	約 2,700 百万米ドル (約 4,050 億円)
(4) 異動後の所有株式数	全株式 (議決権所有割合 : 100.0%)

④取得対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Rockcliff Energy II LLC	テキサス州およびルイジアナ州におけるヘインズビル層・コットンバレー層他のガス開発・生産事業
Rockcliff Energy Operating LLC	
Rockcliff Operating LA LLC	

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1  
吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

存続会社 : 東京瓦斯株式会社  
消滅会社 : 東京ガスリブソリューションズ株式会社



## 吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及び東京ガスリブソリューションズ株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 存続会社  
商号：東京瓦斯株式会社  
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
  - (2) 消滅会社  
商号：東京ガスリブソリューションズ株式会社  
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

### 第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

### 第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手續その他法令により必要となる手續を行うものとする。

### 第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

### 第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

### 第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に



よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

2024年1月22日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役 笹山 晋一



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京ガスリブソリューションズ株式会社  
代表取締役 星崎 友洋





別紙 2

消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 計 算 書 類

## 第 4 期

自 2022 年 4 月 1 日  
至 2023 年 3 月 31 日

東京ガスリブソリューションズ株式会社

# 1.貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 243,062 】	【流動負債】	【 409,529 】
売掛金	11,168	短期借入金	384,000
前払費用	115	未払金	17,996
親会社CMS短期貸付金	225,572	未払事業所税	250
未収入金	6,205	未払法人税等	290
		賞与引当金	6,992
		【固定負債】	【 616,000 】
		親会社CMS長期借入金	616,000
		負債の部合計	1,025,529
		純資産の部	
		【株主資本】	【 Δ782,467 】
		(資本金)	( 100,000 )
		資本金	100,000
		(資本剰余金)	( 100,000 )
		資本準備金	100,000
		(利益剰余金)	( Δ982,467 )
		繰越利益剰余金	Δ982,467
		純資産の部合計	Δ782,467
資産の部合計	243,062	負債及び純資産の部合計	243,062

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

科 目	金	額
		千円
【純売上高】		
業務受託料	40,591	40,591
売上総利益		( 40,591 )
【販売費及び一般管理費】		176,237
営業損失		( 135,646 )
【営業外収益】		
CMS貸付金利息	198	
雑収入	11	210
【営業外費用】		
CMS借入金利息	782	782
経常損失		( 136,217 )
【特別損失】		
減損損失	11,626	11,626
税引前当期純損失		( 147,843 )
法人税及び住民税		290
当期純損失		( 148,133 )

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 株主資本等変動計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

単位：千円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△834,333	△834,333	△634,333	△634,333
当期変動額							
当期純損益金				△148,133	△148,133	△148,133	△148,133
当期変動額合計				△148,133	△148,133	△148,133	△148,133
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△982,467	△982,467	△782,467	△782,467

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産のうち工具器具備品は定率法によっております。耐用年数および残存価格については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (2) 引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込のうち当期の負担額を計上しております。
- (3) 子会社株式の評価基準および評価方法  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
収益は実現主義、費用は発生主義により計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	238,071 千円
短期金銭債務	384,031 千円
長期金銭債務	616,000 千円

### 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高  
営業取引によるもの  
売上高 40,591 千円  
販売費及び一般管理費 16,445 千円  
営業取引以外の取引による取引高  
営業外収益 198 千円  
営業外費用 782 千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 2,000 株

### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項  
当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
売掛金	11,168	11,168	
親会社 CMS 短期貸付金	225,572	225,572	
未収入金	6,205	6,205	

未払金	(17,996)	(17,996)	
1年以内親会社CMS長期借入金	(384,000)	(384,000)	
親会社CMS長期借入金	(616,000)	(616,000)	

(注1) 負債で計上されているものについては( )で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

上表に記載の項目のうち、売掛金、貸付金、未収入金、未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、借入金についても、親会社からの借入であるため、リスクが低く帳簿価額と時価は一致しています。

(3) 子会社株式に関する事項

子会社株式については、子会社の財政状態、回復可能性から時価を算定しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

特筆すべき取引はありません。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、連結注記表に記載されている事項と同一であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△391,233円51銭
1株当たり当期純利益	△74,066円83銭

以上の通りであります。

2023年6月29日

東京ガスリブソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 星崎 友洋

# 事業報告

## 第4期

2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで

東京ガスリブソリューションズ株式会社

# 第4期 事業報告

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

## 1. 企業の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社は、東京ガスグループの経営ビジョン「Compass2030」の中の「価値共創」のエコシステム構築の実現のために、「お客さまファースト」の考え方を重視し、お客さまの課題を解決する新事業をスピーディに育成することを目指して、当期も事業活動を実施いたしました。

当社の収益は、子会社の事業運営サポートとして経理業務他の業務を受託しており、その受託料として売上高40百万円を計上、販売費及び一般管理費については176百万円となり、営業利益は135百万円の損失となりました。以上を受け、当期純利益については148百万円の損失となりました。

### (2) 投資の状況

今期の投資案件はありません。

### (3) 資金調達の状況

運転資金として、東京ガス(株)から長期借入金2.16億円を調達しました。

また、(株)ヒナタオエナジー、(株)スミレナの設立時出資用途で調達した4億円の借換も行いました。

### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大は収束しつつあるものの、経済活動への影響は継続しています。また脱炭素化に向けた潮流の加速、エネルギー価格高騰への対応など、複雑化する環境下における、新たなお客さまの課題やニーズの変化に合わせた柔軟かつ迅速な対応が求められています。当社は、新規事業の統括会社としてお客さまファーストの基本姿勢を貫き、傘下会社の事業成長への支援やコーポレート機能の強化により、お客さまの課題解決や生活価値の提供を果たすことで企業価値の向上を図ります。

### (5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

項目	第4期 (2022年度)
売上高	40,591
経常利益(損失)	△136,217
当期純利益(損失)	△148,133
一株当たり当期純利益(損失)	△74,066.83円
総資産額	243,062
純資産額	△782,467
一株当たり純資産額	△391,233.51円

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社

企業名	被保有株式	主な事業
東京ガス(株)	(出資比率 100%) 2,000 株	都市ガス業

### ②子会社

企業名	保有株式	主な事業
(株)ヒナタオエナジー	(出資比率 100%) 2,000 株	電力ガスエネルギー小売 サービス事業・太陽光エネ ルギーサービス事業
(株)スマレナ	(出資比率 100%) 2,000 株	ウェブリフォーム事業

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次の通りです。

企業名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の総資産額
(株)ヒナタオエナジー	東京都港区浜松町二 丁目 3 番 1 号	1 円	243,062 千円
(株)スマレナ	東京都港区浜松町二 丁目 3 番 1 号	1 円	

## (7) 主要な事業内容

1. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究
2. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究、データ分析、マーケティング等に関するコンサルティング、支援
3. 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピュータおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売
4. 東京ガス株式会社およびその子会社・協力企業の受託業務
5. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式の所有による当該会社の事業活動の支配・管理

以下に掲げる事項に関する企画・設計・製造・販売・施工・監理・保守・請負・設備および権利の賃貸借・割賦販売・信用購入・あっせん・コンサルティング

- ① ガス供給
- ② 電気供給
- ③ ガス配管・土木・電気・管・舗装・水道施設・消防施設等の工事
- ④ 土地・建築物
- ⑤ ガス機器・住宅設備機器
- ⑥ 業務用設備
- ⑦ 都市ガス供給に関わる安全設備
- ⑧ 建設工事
- ⑨ 広告
- ⑩ コンテンツ配信
- ⑪ イベント

⑫ 教育

6. 前各号に付帯関連する事業

(8) 主要な営業所および工場

本社： 東京都港区浜松町二丁目3番1号

(9) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数：8名 ※兼務者を含む

(10) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
東京ガス株式会社	1,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 10,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,000株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率(%)
東京ガス株式会社	2,000	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

代表取締役社長 星崎 友洋  
 常務取締役 来住野 将丈  
 取締役 村越 正章（東京ガス(株) デジタルイノベーション戦略部長）  
 監査役 野口 尚史

(注1) 2023年3月31日付の退任取締役・監査役

取締役 村越 正章

(注2) 2023年4月1日付の新任取締役・監査役

取締役 岸澤 剛

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：人・千円)

取締役		監査役		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額

2	22,440	1	450	3	22,890
---	--------	---	-----	---	--------

#### 4. 内部統制の体制および方針

##### (1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。
- ② 取締役会は、取締役会規則に基づき、内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- ③ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
- ④ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑤ 取締役の職務執行に対し、監査役が法令および定款に基づき監査する体制を確保する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

##### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として3か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、経営に係わる重要事項については、部長以上で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職責権限表において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

##### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、東京ガス株式会社が定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。
- ③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 社内各部門が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

##### (5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口の設置を周知する。また、相談窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

- ② 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況については、東京ガス株式会社のコンプライアンス部の監査を受け、問題があると認めるときは、その改善をおこなう体制とする。

#### **(6) 業務の適正を確保するための体制**

- ① 東京ガスグループの「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
- ③ 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等の管理は経営企画部が担い、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 監査役が、東京ガス株式会社各部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。
- ⑥ 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。

#### **(7) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役会および株主総会への出席、その他重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制**

- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。また、報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、東京ガス株式会社監査役、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

### **5. 内部統制の体制および方針の運用状況の概要**

#### **(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制**

当期は取締役会を7回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、取締役等から業務執行につき報告を受けました。

以上の取締役の職務執行について、監査役は、監査役監査基準および監査計画を整え、適正な監査を行いました。

#### **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

当社は、取締役会議事録を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるように保管しています。



**(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当期は取締役会を7回開催しました。

職責権限表において、それぞれの責任者およびその責任を定め、業務を執行しました。業務執行の状況を取締役会にて実施しました。

**(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社ならびに当社子会社の業務執行に係る重要リスクについては、2022年度の環境変化を踏まえ、当社の事前承認・当社並びに子会社の取締役会での決議を経て、東京ガス株式会社に報告しています。

**(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制**

当社および子会社は、東京ガスリブソリューションズ経営企画部長をコンプライアンス相談窓口として設置しました。また、東京ガスコンプライアンス相談窓口の設置を周知しています。

**(6) 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制**

東京ガス株式会社の子会社管理規則に基づき、当社の経営計画や投資等に関する重要事項について、東京ガス株式会社の承認を得ております。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

- ① 監査役は取締役会等に出席し、取締役の業務執行状況をはじめ内部統制の体制および方針の整備・運用状況を独立した立場から監視・監督を行っております。
- ② 監査役は、東京ガス株式会社の監査役および監査部と連携して監査を行うとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うことで、監査の実効性を確保しています。なお、東京ガス株式会社の監査役監査計画に基づき、監査役監査が実施され、適切な助言を受けています。

東京ガスリブソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 星崎 友洋

# 監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制」に関して、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年1月9日

東京ガスリブソリューションズ株式会社

監査役 野口 尚史 